# 大阪市教

号外
2012年
8月24日


**橋下市長 教育介入を公言**

# 「教育行政に政治が介入の話になるが政治は悪じゃない」

## 市長・公募区長による学校教育介入を許すな

大阪市立学校活性化条例が7月30日公布され、（別項。条例全文は大阪市教討議資料参照）教育長は8月1日校園長に、「条例の内容について十分にご了知いただき、所属職員に周知」することを通知しました。

条例は、「子どもの成長・発達」を目的として進められている、子どもを中心にした、父母・地域、教職員の学校教育の取り組みに対して、市長・公募区長が指示・命令する仕組みを具体化するものです。

「市長は、教育委員会と協議して、教育振興基本計画の案を作成」（大阪市教育行政基本条例）し、市教委は「計画」を踏まえ学校運営の指針を示す（活性化条例第2条）。校長は学校協議会の意見を聴き、学校運営の計画を定める（同第4条）。公募区長が学校協議会委員任命に意見を述べ、運営を補佐する（同第7、9条）。学校協議会が学校関係者評価を行い（同第7条）、教員の評定の結果の分布割合の開示を求めることができる（同第12条）。

授業に関する教員の評価（第7条）、「指導が不適切である教員」の指導改善研修、免職その他の必要な措置（同第15条）も定めています。

### 公募校長小40 中10名

大阪市立小・中学校の校長の公募が8月9日付で発表されました。

募集予定人数は平成24年度末定年退職者相当の50名程度（小学校40名程度、中学校10名程度、市の職員も含む）。資格は民間企業や行政機関、研究・教育機関等において、管理職の経験を有する人又はそれと同等以上の経験を有する人。採用期間は平成25年4月～平成28年3月（任期更新の場合30年まで）。

### 区長が市教委の区担当理事に

橋下市長は8月1日、新区長就任の記者会見で「区長には教育の分野でも、区民の意思を反映すべき事務に携わってもらう。教育委員会は独立した組織であるので、教育長の下に、次長と並ぶ『区担当理事』の職を設け、区長をもって充てることで、意思決定のプロセスに関わってもらう。」（市長会見の項目（概要）とした）。市長は「必ずこれは教育行政の中に政治が不当介入してきたという話に必ずなりますけどもね、政治というのは悪じゃないんですね。」「教育基本条例含めてですね、学校活性化条例含めて今回こだわったのは、区長が学校協議会の中にやっぱり関与していく」（裏面参照）と教育への不当な介入の意図を明け透けに語りました。

### 区長権限拡大に歯止め

教育委員の見識で、区長の権限がふくらむことのないよう「区担当理事の専決事項…所管事務を変更する場合には、教育委員会会議に諮るものとする」（裏面「区担当理事の所管事務について」参照）と一定の歯止めがかけられましたが、区長の学校教育への介入を許してはなりません。（教育委員会会議の内容は「大阪市教討議資料」参照）

子どもを主人公に父母と教職員の共同による教育・学校づくりの取り組みを強めることが求められています。

### 大阪市立学校活性化条例の内容（平成24年7月30日公布）

- 第2条・市教委は教育振興基本計画を踏まえ、学校運営の指針を示す
- 第4条・校長は学校運営に関する計画を定める、定めるにあたり学校協議会の意見を聴く
- 第7条・児童、生徒又は保護者による評価を斟酌して教員の授業に関する評価を行う
  - ・学校協議会が学校関係者評価を行う　・校長は学校評価の結果を公表
- 第9条・学校協議会の委員は保護者等又は市教委が必要と認める者のうちから、市教委が校長及び区長の意見を聴いて任命
  - ・市教委、区長は学校協議会の運営を補佐
  - ・学校協議会は児童等に対する指導が不適切な教員について校長に意見を述べる
  - ・校長が講じた措置に不服があるときは教育委員会に申し出ることができる
- 第10条　校長の原則公募採用
- 第12条　学校協議会の求めがあったとき教員の評定の結果の分布の割合を開示
- 第15条　指導が不適切である教員の指導改善研修実施、免職その他の必要な措置
- 第16条　就学校指定手続は市教委が定める（学校選択制）

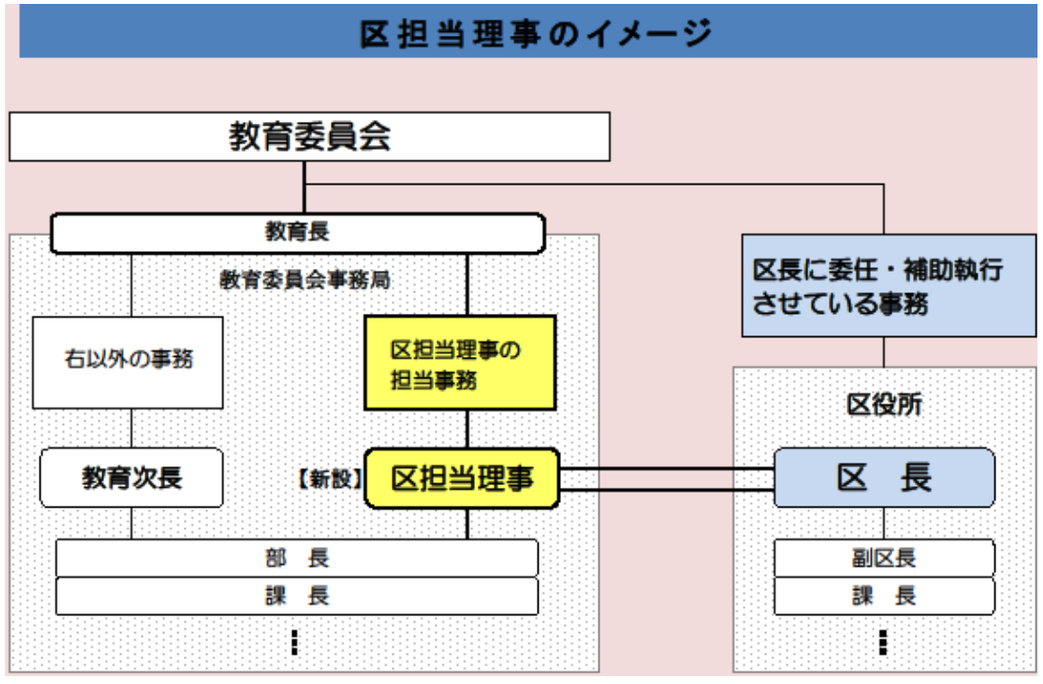



発行 大阪市学校園教職員組合（大阪市教育会館内） TEL6910-8700 FAX6910-7990　http://osaka-shikyo.sub.jp/ E-mail o-sikyo1@sea.plala.or.jp